

「第11次大阪府交通安全計画(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

■募集期間: 令和3年7月2日(金曜日)から令和3年8月2日(月曜日)まで

■募集方法: 電子申請、郵送、ファクシミリ

■募集結果: 個人5名、団体2団体から28件(うち公表を望まないものは0件)でした。

※このほか、本計画(案)と関係ない意見等が7件ありました。

※一人の方から内容の異なるご意見等が複数提出されている場合、その数だけご意見等を提出いただいたものとして集計しています。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

ご意見等の内容	大阪府の考え方
道路標識は消えないよう(はっきり見えるよう)、点検し、更新をしてほしい。	道路標識や信号機等については「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、中長期的視点に立った整備等を推進するとともに、道路標識・表示の破損、摩耗等については、効率的かつ適切な維持管理に引き続き努めてまいります。 (参考: 第1章第2節2(1)④ア「交通安全施設等の戦略的維持管理」)
来年から、車のバックカメラの設置が、新車で義務付けられたが、新車以外(中古販売車も含め)、バックカメラを設置するよう勧奨し、補助金制度も導入してほしい。痛ましい人身事故が必ず減ると思う。	運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる交通事故の未然防止を図るため、衝突被害軽減ブレーキなどの先進技術を搭載した自動車の普及啓発に、引き続き取り組んでまいります。 (参考: 基本理念5(2)「先進技術導入への対応」等)
通学路での生徒などの痛ましい人身事故が散発されている。ガードレール設置、速度制限、道路幅を広げるなど、可能なあらゆる施策をお願いします。	通学路等の交通安全を確保するため、合同点検等の実施や対策等を行うとともに、学校、教育委員会、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から、必要な対策を推進してまいります。 (参考: 第1章第2節2(1)「道路交通環境の整備」)
自転車の運転について、右側通行、傘さし運転、二人乗り、信号無視大変多い。小学校の義務教育で正しい運転ルール教育してほしい。	交通安全意識の向上と交通マナーを身に付け、これを実践するためには、生涯にわたる学習を促進していくことが大切であり、小学生のみならず、年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を、関係機関・団体等と連携しながら引き続き推進してまいります。 (参考: 第1章第2節2(2)「交通安全思想の普及徹底」)
自転車にもナンバープレート検討してほしい。	ご要望の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。

ご意見等の内容	大阪府の考え方
<p>鉄道の人身事故による電車延着を防ぐために、自殺防止のためのプロジェクトが必要だと思われます。悩み相談の電話はあちこちあるが、話し中が多いとか、解決に結びつかないとか、歯止めになり切れていないのではないかと思います。とても難しいとは思いますがよろしく願いいたします。</p>	<p>本計画では、駅を利用する全ての旅客のプラットホームからの転落や列車との接触等を防止するため、ホームドアの整備を推進することとしております。 (参考:第2章第2節2(1)「鉄道交通環境の整備」)</p>
<p>耳の聞こえない人が交通事故等で警察官と話をする際、聞こえない人が「手話通訳者を呼んでほしい」と要望しているのに、現場の警察官がその要望を無視して、耳の聞こえない人に声で話しかけて無理やり会話を成立させようとする場合がある。その他、筆談を強要する場合もある。 府警には障害者に対する行動指針があるはずで、その中では、障害を持つ当事者が言語通訳者を求める場合は手配しなければならないとされている。 第11次大阪府交通安全計画においては、障害をもつ人たちが事故にあった場合の配慮手順についてもきちんと定め、周知徹底してもらいたい。</p>	<p>本計画では、高齢者、障がい者や、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本理念として、あらゆる施策を推進することとしており、施策の推進に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、適切に対応してまいります。</p>
<p>“(5)道路交通秩序の維持”の“交通指導取締りの強化等”で、「信号の無視」に対して自動車(大型車含む)の取締りを強化してほしい。又、違反点数を増やすなど、条例等法整備、違反点数の増加など、具体的な規則改定もあわせて計画案に記入してほしい。</p>	<p>交通指導取締りにつきましては、信号無視を始めとする無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進してまいります。 (参考:第1章第2節2(5)①ア「一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等」) なお、点数制度については、道路交通法等により定められたものであり、国において整備されております。</p>
<p>第1章、第2節、2、(1)、1、ア「事故危険箇所対策の推進」(P.20) 第1章、第2節、2、(1)、4、ウ「幹線道路対策の推進」(P.24) 当団体では、毎年秋に、都道府県別の事故多発交差点マップ(人身事故の多い交差点のマップ)を公表し注意喚起を行っております。集計結果としては、例年、大阪府下の特定の交差点が恒常的に事故件数全国ワースト5交差点にランクインしております。 交通事故の危険性が高い特定の箇所・区間の指定にあたっては、直近の交通事故の発生状況や多数の人身事故が毎年常態的に発生している箇所を考慮する等、柔軟な対応をお願いします。また、事故多発交差点においては、「右折レーンの設置や延伸を始めとする短期的なハード整備、信号制御時間の調整などのソフト整備、立体交差化等」(P.23)を積極的に推進するようお願いいたします。</p>	<p>交通事故多発交差点のほか、死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している事故危険箇所については、交通実態や道路環境等を踏まえ、必要な対策を講じているところであり、引き続き良好な交通環境の整備に取り組んでまいります。</p>

ご意見等の内容	大阪府の考え方
<p>第1章、第2節、2、(1)、4、「歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」(P.24)について</p> <p>無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保に資するだけでなく、災害時の緊急車両の通行空間確保につながり、災害被害の低減や復旧復興の迅速化にも大きく寄与します。これらの観点も踏まえ、他の都道府県と比較すると高い整備率ですが、それでも2.5%(平成29年度末)前後に止まっている無電柱化率の早期引上げに向け、積極的に推進いただくようお願いします。</p>	<p>近年の無電柱化に対するニーズに対応するため、優先的に取り組む箇所の考え方や課題解決に向けた方策など、無電柱化推進に関する方針を取りまとめた「大阪府無電柱化推進計画」に基づき、推進してまいります。</p>
<p>第1章、第2節、2、(1)、5「高齢者等の移動手段の確保・充実」(P.25) 第1章、第2節、2、(2)、1、カ「高齢者に対する交通安全教育の推進」(P.38) 第1章、第2節、2、(3)、1、オ「高齢運転者対策の充実」(P.46)について</p> <p>高齢ドライバーによる事故が社会的に問題視される中、本計画の5「高齢者等の移動手段の確保・充実」(P.25)では、「地域住民の移動手段の確保」が記載されておりますが、これを十分に行うのが困難な地域、またはこれに相当の時間を要する地域もあるかと存じます。</p> <p>したがって、当面は「サポカー・サポカーS」(P.17)や「運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステム」(P.17)の普及促進、およびこれらの購入を希望する高齢ドライバーへの国の補助金制度の周知徹底なども必要と考えます。</p> <p>具体的には、5「高齢者等の移動手段の確保・充実」(P.25)に上述について追記いただき、また、カ「高齢者に対する交通安全教育の推進」(P.38)およびオ「高齢運転者対策の充実」(P.46)に上述について普及・周知することを追記してはいかがでしょうか。</p> <p>1「今後の道路交通安全対策を考える視点」には「高齢者が運転する場合の安全運転を支える対策を進めていく必要がある」(P.15)とある一方、2「講じようとする施策」には本件に関する高齢者に向けた記載がないため、その観点でも上述について記載する必要があると考えます。</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキを始めとする先進技術については、高齢運転者だけでなく全ての運転者の安全運転の支援に寄与するものであり、引き続き普及啓発を推進していくことから、第1章第2節1(4)「先端技術の活用促進」に先進技術の普及啓発を明記させていただきます。</p>

ご意見等の内容	大阪府の考え方
<p>第1章、第2節、2、(2)、1「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」(P.35)について</p> <p>「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」に賛同します。特に小学生、中学生、高校生は移動手段として自転車を利用するケースが多いため、自転車事故を未然に防ぐための自転車等の交通安全教育が第一義と考えますが、自転車事故の加害者となった際には、極めて重大な責任を負う可能性もあることから、成人を含めてその責任への対処法等についても教育することは、「被害者支援の充実と推進」(P.64)の観点からも重要と考えます。</p>	<p>それぞれの世代に合った交通安全教育は、非常に重要なことと考えており、今後も引き続き、適時・適切に推進してまいります。</p>
<p>第1章、第2節、2、(2)、1、エ「高校生に対する交通安全教育の推進」(P.37)について</p> <p>自転車損害賠償保険等の加入義務化や成年年齢の引き下げにより、高校在学中あるいは卒業後すぐに保険契約者となる機会が到来すること等を踏まえ、高校の授業における体系的な学びが必要です。このため、以下のように記載を追加し明確化する必要があると考えます。</p> <p>「…生徒の多くが、近い将来、普通免許を取得することが予想されることから、強制保険である自動車損害賠償責任保険や任意の自動車保険の必要性を含め、運転免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。」</p>	<p>高校生に対しては、「免許取得時に必要な保険などを含めた交通安全教育」を行っており、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>第1章、第2節、2、(2)、2「効果的な交通安全教育の推進」(P.40) 第1章、第2節、2、(2)、4「交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等」(P.44)</p> <p>当団体では、交通安全教育に関する講演会・勉強会・研修会等への講師の派遣事業、年齢層に応じた教育テキスト・動画の作成・提供を行っております。</p> <p>交通安全教育の推進にあたっては、当団体として積極的に協力します。</p>	<p>交通安全教育を進めていくためには、公共機関だけでなく、民間団体等のご協力が不可欠と考えており、今後も引き続き、皆様のご協力をいただきながら推進してまいります。</p>

ご意見等の内容	大阪府の考え方
<p>第1章、第2節、2、(2)、2「効果的な交通安全教育の推進」(P.40) 第1章、第2節、2、(3)、3「安全運転管理の推進」(P.48) 第1章、第2節、2、(8)、2「道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化」(P.66)</p> <p>ドライブレコーダーの映像は、交通事故の客観的な証拠として有効なだけでなく、記録された映像を見ることにより、運転者が交通事故につながりやすい運転行動を振り返って客観的に確認することが可能です。これにより、運転者は自身の運転特性を把握し、その反省を生かして安全運転に対する意識を向上させることで、交通事故防止を図ることができます。更には、記録映像を利用して運転者や乗務員の安全教育への活用も期待できます。このことから、普及拡大にあたっては、積極的な推進をいただくようお願いします。</p>	<p>ドライブレコーダーの普及促進に、引き続き取り組んでまいります。 (参考:第1章第2節2(2)③ケ「その他の普及啓発活動の推進」)</p>
<p>第1章、第2節、2、(2)、3、ウ「自転車の安全利用の推進」(P.41) 第1章、第2節、2、(4)、5「自転車の安全性の確保」(P.55) 第1章、第2節、2、(7)「被害者支援の充実と推進」(P.64)について</p> <p>自転車における損害賠償保険に関し、P.41、P.55、P.64に記載のある「自転車損害賠償等への加入促進」という旨の文言について、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では同保険の加入が義務付けられていることから、「自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底」など、府民に適切なメッセージが伝わる表現にしたほうがよいと考えます。</p> <p>また、自転車損害賠償保険等への加入について、加入義務徹底の実効性を高める観点や、確実に府民へメッセージを伝える観点から、「1自動車損害賠償保障制度の充実等」(P.64)と並列の形で、「2自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底等」などの表題で新たに項目化し、本件に関して記載いただくことを検討願います。</p>	<p>ご意見を受けまして、第1章第2節2(7)①「自動車損害賠償保障制度の充実等」において、「エ 自転車の損害賠償責任保険等への加入の徹底」を追記することといたします。</p>

ご意見等の内容	大阪府の考え方
<p>第1章、第2節、2、(5)、2「交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進」(P.57)</p> <p>交通事故に係る保険金詐欺は、反社会的勢力等の資金源となることがあるため、「イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化」(P.57)に記載いただいたとおり、交通事故事件等の捜査力の強化は引き続き注力をお願いします。この間、警察本部のご指導・ご協力のもと、不正請求排除に向けた各種取組みを行っておりますが、刑法犯罪の多様化・巧妙化に伴い、交通事故事件等に從事する捜査要員が減少傾向にあるとうかがっており、高度化・巧妙化し立件することが困難な交通事故事件捜査の要員の拡充、専従捜査体制の強化を要望いたします。当団体では、今後も警察本部のご指導のもと、犯罪撲滅に向けて協力していきたいと考えております。</p>	<p>交通事故事件等に係る捜査については、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努め、捜査力の強化を推進してまいります。</p>
<p>「聴覚障害者が交通事故を起こったとき、当事者のニーズがあれば、大阪府警察本部通訳センターから手話通訳者が派遣できることを警察官全員に周知してください。</p>	<p>大阪府警察本部にご意見を届けさせていただきます。</p>
<p>安心・安全な交通計画の一端を担ってもらう大阪府警の警察官の採用を増員すべき。</p>	<p>大阪府警察本部にご意見を届けさせていただきます。</p>
<p>学校での交通安全教育は大切なので、教員数の増員を行うべき。</p>	<p>大阪府教育委員会にご意見を届けさせていただきます。</p>
<p>府下の全ての学校等(幼保小中高大学)の通学路に、横断歩道や信号機をもっと増設するようにしてほしい。校門付近の道路は、押しボタン式の信号機をつけるように義務化してほしい。</p>	<p>大阪府警察本部にご意見を届けさせていただきます。</p>